

令和4年度八王子市排水設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市下水道条例(昭和41年八王子市条例第9号。以下「条例」という。)第4条第7号に規定する排水設備を設置しようとする者に対する補助金の交付について補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、排水設備の設置を促進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)にある未接続家屋(店舗、事務所その他居住の用以外の用に供するものを含む。)の所有者又は占有者(当該改造について建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)で浄化槽を使用しているものについては公共下水道供用開始後(以下「供用開始後」という。)1年以内、くみ取り便所を使用しているものについては供用開始後3年以内に補助申請を行い、申請を行った年度内に工事を完了するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対して交付する。
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第1号の生活支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている世帯に属する者(以下「生活扶助等受給者」という。)

上記の世帯については供用開始の時期に関わらず補助対象者とする。

- (2) 申請日の属する月の前6か月の世帯の賞与を含む平均月収入額(以下「平均月収入額」という。)が、申請の属する年度の生活保護世帯の認定基準月収入額の1.3倍に満たない者
(3) 平均月収入額が、前号の認定基準月収入額の1.5倍に満たない者(2号に該当するものを除く。)
(4) 平均月収入額が、前号の認定基準月収入額の2.0倍に満たない者(2号及び3号に該当するものを除く。)

(対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、排水設備を設置する経費とする。

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 生活扶助等受給者 市長が査定した額から生活保護費等の一部として支給される住宅維持費、下水道設備費及び水道設備費を控除した額とする。
(2) 第3条第2号、第3号及び第4号に該当するもの(別表)
(3) 第2号から第4号のうち排水設備を設置した者で、当該補助金の交付を受けた者が供用開始後3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造するための届出を出した場合、当該各号の額から既に交付を受けた補助金額を差し引いた額とする。

(交付申請の要件)

第 6 条 この補助金を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 八王子都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例に規定する受益者負担金を納期限までに納めていること。

(交付申請)

第 7 条 この補助金の交付を受けようとする者は、排水設備を設置する工事に着手する前に、八王子市排水設備設置補助交付金交付申請書 (第 1 号様式。以下「交付申請書」という。) を市長に提出しなければならない。

(交付申請書添付書類)

第 8 条 第 3 条第 1 号に該当し、この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に福祉事務所長が発行する生活扶助等を受けていることを証する書類を添付しなければならない。

2 第 3 条第 2 号又は第 3 号、第 4 号に該当し、この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 給与証明書 (第 2 号様式) 又は収入申告書 (第 3 号様式)
- (2) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定による交付申請に基づき、交付を決定したときは、八王子市排水設備設置補助金交付決定通知書 (第 4 号様式) により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 10 条 補助金の交付の時期は、市長の行う当該補助事業に係る工事検査に合格した後とする。

(特例)

第 11 条 第 3 条の規定にかかわらず八王子市公共下水道認可区域外からの八王子市公共下水道利用に係る取扱要綱第 4 条の規定により物件設置許可書の交付を受けた第 3 条 1 号から 4 号に該当する者が排水設備を設置しようとする場合は補助対象者とみなし、この要綱を適用する。

(工事の施行)

第 12 条 この補助金による工事は市内の指定工事店により施行し、補助金を当該工事以外の用途に使用してはならない。

2 特別な事情により市外の指定工事店で施行する場合には理由書 (様式第 5 号) を提出しなければならない。

(戸別浄化槽の設置)

第 13 条 八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例 (平成 16 年八王子市条例第 17 号) で規定する戸別浄化槽 (以下「戸別浄化槽」という。) を設置し、排水施設を設置しようとする者について次の各号のいずれかに該当する場合はこの要綱を適用する。

- (1) 平成 23 年 8 月 11 日までに戸別浄化槽設置の申し込みを行ったもの
- (2) 戸別浄化槽によりし尿等の処理を行おうとする区域に新たに家屋を所有したもの

2 前項を適用する場合第 6 条 2 号に規定する「受益者負担金」は八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例に規定する「分担金」に読み替える。

3 第 12 条に規定する工事の施行については八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年八王子市規則第 25 号)第 13 条に規定する浄化槽工事業者による施行を認める。

(手続の省略)

第 14 条 この補助金の交付については、規則第 17 条の規定により、規則第 12 条及び第 13 条に規定する手続を省略する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第 15 条 市長は、申請者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取り消すことができる。

2 前項により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（要綱第5条2号関連）

	平均月収額	補助金額
くみ取り便所使用者で便所及び排水設備を公共下水道に接続する場合	認定基準月収額の1.3倍に満たない者	100,000円以内
	認定基準月収額の1.5倍に満たない者	75,000円以内
	認定基準月収額の2.0倍に満たない者	50,000円以内
くみ取り便所使用者で排水設備のみを公共下水道に接続する場合	認定基準月収額の1.3倍に満たない者	40,000円以内
	認定基準月収額の1.5倍に満たない者	30,000円以内
	認定基準月収額の2.0倍に満たない者	20,000円以内
浄化槽から公共下水道に接続する場合	認定基準月収額の1.3倍に満たない者	60,000円以内
	認定基準月収額の1.5倍に満たない者	45,000円以内
	認定基準月収額の2.0倍に満たない者	30,000円以内